

内閣府

○総務省令第五号

文部科学省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第五十五条の二第一項及び第二項、第五十七条第一項並びに第四百六十六条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年法律第三百五十二号）第四十六条第一項及び第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

文部科学大臣 阿部 俊子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(組合員資格取得の届出) 第九十三条 [略] [2 略] [削る] (被扶養者の申告) 第九十四条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、当該事実が生じた日から五日以内に、次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。)を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合が保有する書面により確認したときは、この限りでない。 一 組合員の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号 [二〇五 略] [2 略] 3 組合員は、被扶養者の氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する申告書を組合に提出しなければならない。 (組合員資格情報等の提供) 第九十四条の二 組合は、法第百四十四条の三十三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、第九十二条第一項若しくは第三項又は第九十三条第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に当該届出に係る組合員の資格に係る情報を、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 [2 略] (資格確認書の交付等) 第九十四条の三 法第五十五条の二第一項の規定により同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の電磁的方法(第四項に規定するものであつて、別紙様式第十四号により表示することができるものに限る。次項において同じ。)による提供を求める組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。	(組合員証等) 第九十三条 [同上] [2 同上] 3 組合は、第一項の届書を受理したとき、又は継続長期組合員であつた者で引き続き継続長期組合員以外の組合員となつたものに係る第百七十八条の二第六項の届書を受理したときは、遅滞なく、別紙様式第十四号による組合員証を作成し、組合員の資格を取得した者又は当該継続長期組合員以外の組合員となつた者に交付しなければならない。 (被扶養者の申告) 第九十四条 [同上] [新設] (組合員資格情報等の提供) 第九十四条の二 組合は、法第百四十四条の三十三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、第九十三条第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に当該届出に係る組合員の資格に係る情報を、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 [2 同上] [新設]

一	申請の年月日
二	組合員の氏名及び組合員等記号・番号又は個人番号
三	申請に係る組合員又はその被扶養者の氏名、生年月日及び組合員等記号・番号又は個人番号 (前号に掲げる事項を除く。)
四	申請の理由
五	その他組合が定める事項であつて組合員が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めるものがある場合には、その旨
2	組合は、前項の規定による交付又は提供の申請があつたときは、組合員に対し、法第五十五条の二第一項に規定する書面(次項各号に掲げる事項を記載した別紙様式第十四号によるものに限る。)であつて複製等を防止し、若しくは抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものを交付し、又は当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。この場合において、当該書面又は当該電磁的方法により提供されたもの(以下「資格確認書」という。)の有効期限は、交付又は提供の日から起算して五年を超えない範囲内において組合が定めるものとする。
3	法第五十五条の二第一項に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一	交付又は提供に係る組合員又はその被扶養者の氏名、生年月日及び性別
二	組合員等記号・番号並びに保険者番号及び組合の名称
三	資格取得年月日及び資格確認書の交付又は提供の年月日
四	一部負担金の割合又は百分の百から法第五十九条第二項第一号ハ若しくはニに定める割合を控除して得た割合及び発行期日(交付又は提供に係る組合員又はその被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該組合員又はその被扶養者が高齢受給者証(第一百条の二第一項に規定する高齢受給者証をいう。第九十九条の三第三項第三号において同じ。)の交付を受けていないときに限る。)
五	有効期限
六	組合員の氏名(被扶養者に係るものに限る。)
七	その他組合が定める事項であつて組合員が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めたもの
4	法第五十五条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法であつて複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものとする。
	(資格確認書の記載事項の訂正)
第九十五条	組合員(資格確認書(書面に限る。以下この条から第九十八条までにおいて同じ。))の交付を受けているものであつて、当該組合員又はその被扶養者が電子資格確認(法第五十七条第一項に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。))を受けることができない状況にあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。は、資格確認書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格確認書に当該変更に関する申告書を添えて、組合に提出しなければならない。
	(組合員証の記載事項の訂正)
第九十五条	組合員は、組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、組合員証に当該変更に関する申告書を添えて、組合に提出しなければならない。

2 組合は、前項の規定による<u>資格確認書</u>の提出があつたときは、遅滞なく、その記載事項を訂正して、その組合員に返付しなければならない。 (資格確認書の亡失等) 第九十六条 組合員は、組合員又はその被扶養者が<u>資格確認書</u>を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き<u>資格確認書</u>を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出し、再交付を申請することができる。 一 組合員又はその被扶養者の氏名、住所及び組合員等記号・番号又は個人番号 【二・三 略】 2 組合は、前項の申請書の提出を受けたときは、<u>資格確認書</u>を再交付するものとする。 3 組合員は、<u>資格確認書</u>の再交付を受けた後において、亡失した<u>資格確認書</u>を発見したときは、遅滞なく、これを組合に返納しなければならない。 (資格確認書の検認等) 第九十七条 組合は、組合の定めるところにより、<u>資格確認書</u>の検認若しくは更新又は被扶養者に係る<u>確認</u>をするものとする。 2 組合員は、検認、更新、記載事項の訂正又は被扶養者に係る<u>確認</u>のため、<u>資格確認書</u>又は被扶養者に係る<u>確認</u>に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。 3 組合は、前項の規定により<u>資格確認書</u>の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。 4 第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない<u>資格確認書</u>は無効とする。 (資格確認書の返納) 第九十八条 組合員(資格確認書の交付を受けているものに限る。)は、次に掲げる場合において、遅滞なく、<u>資格確認書</u>を組合に返納しなければならない。 一 組合員がその資格を喪失したとき。 二 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。 三 組合員又はその被扶養者が後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。 四 組合員の被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。 2 前項第一号の資格喪失若しくは同項第四号の要件を欠くに至つた原因が死亡である場合又は同項の規定により<u>資格確認書</u>を返納すべき者が死亡した場合には、埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、<u>資格確認書</u>を組合に返納しなければならない。 (資格確認書整理簿) 第九十九条 組合は、別紙様式第十七号による<u>資格確認書整理簿</u>を備え、<u>資格確認書</u>の交付、提供、検認、更新、返納その他所要の事項を記載して整理しなければならない。 (法第五十五条の二第二項の主務省令で定める方法) 第九十九条の二 法第五十五条の二第二項の主務省令で定める方法は、電磁的記録(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用	2 組合は、前項の規定による<u>組合員証</u>の提出があつたときは、遅滞なく、その記載事項を訂正して、その組合員に返付しなければならない。 (組合員証の亡失等) 第九十六条 組合員は、<u>組合員証</u>を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き<u>組合員証</u>を添えて、次に掲げる事項を記載した<u>組合員証</u>等再交付申請書を組合に提出しなければならない。 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 【二・三 同上】 2 組合は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな<u>組合員証</u>を交付するものとする。 3 組合員は、<u>組合員証</u>の再交付を受けた後において、亡失した<u>組合員証</u>を発見したときは、遅滞なく、これを組合に返納しなければならない。 (組合員証の検認等) 第九十七条 組合は、組合の定めるところにより、<u>組合員証</u>の検認又は更新をするものとする。 2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、<u>組合員証</u>の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。 3 組合は、前項の規定により<u>組合員証</u>の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。 4 第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない<u>組合員証</u>は無効とする。 (組合員証の返納) 第九十八条 組合員は、その資格を喪失したとき、後期高齢者医療の被保険者等となつたとき又は継続長期組合員となつたときは、遅滞なく、<u>組合員証</u>を組合に返納しなければならない。 【新設】 2 前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項の規定により<u>組合員証</u>を返納すべき者が死亡した場合には、埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、<u>組合員証</u>を組合に返納しなければならない。 (組合員証整理簿) 第九十九条 組合は、別紙様式第十七号による<u>組合員証整理簿</u>を備え、<u>組合員証</u>の交付、検認、更新、返納その他所要の事項を記載して整理しなければならない。 【新設】
--	---

法」という。）第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された第九十四条の第三項各号に掲げる事項を別紙様式第十四号により映像面に表示する方法とする。

（資格情報通知書による通知）

第九十九条の三 組合は、組合員の資格を取得した者（継続長期組合員であつた者で引き続き継続長期組合員以外となつた者及び後期高齢者医療の被保険者等であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含み、後期高齢者医療の被保険者等となつた者を除く。）又は被扶養者の要件を備える者が生じた組合員に対し、当該組合員又はその被扶養者の資格に係る情報として、次に掲げる事項を書面又は電磁的記録（以下「資格情報通知書」という。）により通知しなければならない。

一 当該通知に係る組合員又はその被扶養者の氏名

二 組合員等記号・番号並びに保険者番号及び組合の名称

三 一部負担金の割合又は百分の百から法第五十九条第二項第一号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合並びに有効期限及び発効期日（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員又はその被扶養者であつて、高齢受給者証の交付を受けていないときに限る。）

四 資格取得年月日及び通知年月日

2 組合は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一 前項各号に掲げる事項は、組合員及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するため通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等（法第五十七条第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）において組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 前号の規定にかかわらず、災害その他の特別な事情により電子資格確認を受けることができない状況にある場合において、前項の通知に係る組合員又はその被扶養者は、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。附則第十二条において同じ。）とともに、資格情報通知書又は番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該組合員又はその被扶養者の資格に係る情報を提示する方法により、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができること。

3 前二項の規定は、第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付又は提供を受けている場合を除く。）について準用する。

（資格情報通知書による再通知）

第九十九条の四 組合員は、組合員又はその被扶養者（資格確認書の交付又は提供を受けている組合員又はその被扶養者を除く。）が資格情報通知書を亡失し、又は著しく損傷したときは、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出して、その再通知を申請することができる。

一 組合員又はその被扶養者の組合員等記号・番号又は個人番号

二 組合員又はその被扶養者の氏名及び生年月日

三 再通知申請の理由

〔新設〕

〔新設〕

2 組合は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る組合員又はその被扶養者の資格に係る情報を、資格情報通知書により組合員に再通知しなければならない。ただし、当該組合員又はその被扶養者が番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて前条第一項各号に掲げる事項を取得できる場合において、その取得できる旨をあらかじめ当該組合員に通知したときは、この限りでない。

第百条 削除

(高齢受給者証の交付等)

第百条の二 組合は、組合員が法第五十七条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当することとなる場合又はその被扶養者が法第五十九条第二項第一号ハ若しくはニに掲げる場合に該当することとなる場合であつて、当該組合員又はその被扶養者が資格確認書（一部負担金の割合又は百分の百から法第五十九条第二項第一号ハ若しくはニに定める割合を控除して得た割合が記載され、又は記録されていないものに限る。）の交付又は提供を受けているときには、遅滞なく、別紙様式第二十号による高齢受給者証を作成し、組合員に対して交付しなければならない。

〔2 略〕

3 第九十五条から第九十九条までの規定（第九十八条第一項の規定を除く。）は、高齢受給者証について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「することができ」とあるのは「しなければならない」と、第九十八条第二項中「前項第一号の資格喪失若しくは同項第四号」とあるのは「第百条の二第二項第一号の資格喪失若しくは同項第三号」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による資格確認書整理簿」とあるのは「別紙様式第二十号の二による高齢受給者証整理簿」と読み替えるものとする。

(標準報酬の決定等)

第百一条の二 組合は、次に掲げる事項を記載した標準報酬決定時決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準報酬を決定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

(組合員被扶養者証等)

第百条 組合は、第九十四条の申告書（組合員について被扶養者がその要件を欠くに至つた場合を除く。）を受理したときは、遅滞なく、別紙様式第十九号による組合員被扶養者証を作成し、組合員に交付しなければならない。

2 組合員は、被扶養者の氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する申告書を組合に提出しなければならない。

3 第九十五条から前条までの規定は、組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十七条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、組合の定めるところにより、組合員被扶養者証の交付を行つた組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、前条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十九号の二による組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

(高齢受給者証の交付等)

第百条の二 組合は、組合員が法第五十七条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当することとなるとき又はその被扶養者が法第五十九条第二項第一号ハ若しくはニに掲げる場合に該当することとなるときには、遅滞なく、別紙様式第二十号による高齢受給者証を作成し、組合員に対して交付しなければならない。ただし、組合員証（前条第一項に規定する組合員被扶養者証、第百七十六条第二項に規定する船員組合員証及び船員組合員被扶養者証並びに第百八十四条第一項に規定する任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証を含む。）に一部負担金の割合又は百分の百から法第五十九条第二項第一号ハ若しくはニに定める割合を控除して得た割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

〔2 同上〕

3 第九十五条から第九十九条までの規定（第九十八条第一項の規定を除く。）は、高齢受給者証について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第百条の二第二項第一号の資格喪失又は同項第三号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十号の二による高齢受給者証整理簿」と読み替えるものとする。

(標準報酬の決定等)

第百一条の二 〔同上〕

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

〔二・三 略〕 2 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬新規・転入基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準報酬を決定するものとする。 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・三 略〕	〔二・三 同上〕 2 〔同上〕 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・三 同上〕
3 組合は、法第四十三条第十項の規定により組合員の標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬随時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準報酬を改定するものとする。 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・五 略〕	3 〔同上〕 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・五 同上〕
4 組合は、法第四十三条第十二項の申出並びに同項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬育児休業等終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準報酬を改定するものとする。 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・五 略〕	4 〔同上〕 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・五 同上〕
5 組合は、法第四十三条第十四項の申出並びに同項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）に係る子の氏名及び生年月日並びに当該産前産後休業の取得期間を証明する証拠書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準報酬を改定するものとする。 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・五 略〕 〔6・13 略〕 （標準期末手当等の額の決定） 第百一条の十 組合は、次に掲げる事項を記載した標準期末手当等の額決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準期末手当等の額を決定するものとする。 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・三 略〕 〔2・9 略〕 （支払未済の給付）	5 〔同上〕 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・五 同上〕 〔6・13 同上〕 （標準期末手当等の額の決定） 第百一条の十 〔同上〕 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 〔二・三 同上〕 〔2・9 同上〕 （支払未済の給付） 第百二条 〔同上〕
第百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。）を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百二十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第四百五十五条まで、第四百四十七条から第五百三十三条まで、	

	第百五十五条、第百五十六条、第百五十九条第一項及び第三項、第百五十九条の二、第百五十九条の三第一項、第百六十条第二項並びに第百六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。 〔一〕二 略 二の二 死亡した者の<u>組合員等</u>記号・番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号） 〔三〕五 略 〔2・3 略 （第三者の行為による損害の届出） 第百三条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。 〔一 略 一の二 <u>組合員の組合員等</u>記号・番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号 〔二〕四 略 （療養の給付等） 第百四条 〔略〕 2 法第五十七条第一項に規定する組合員であることの確認を受ける方法としてその他主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。 一 <u>資格確認書を提出し、又は提示する方法</u> 〔一 略 三 <u>保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の組合員の資格に係る情報を用いて、組合に対し、電磁的方法により、あらかじめ照会を行い、組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における菓学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けているときに限る。）</u>	
3	四 <u>その他主務大臣が定める方法</u> 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に<u>資格確認書（一部負担金の割合が記載され、又は記録されていないものに限る。以下この項において同じ。）</u>を提出し、若しくは提示する方法又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確	〔一〕二 同上 二の二 死亡した者の<u>組合員証の組合員等</u>記号・番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号） 〔三〕五 同上 〔2・3 同上 （第三者の行為による損害の届出） 第百三条 〔同上 〔一 同上 一の二 <u>組合員証の組合員等</u>記号・番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号 〔二〕四 同上 （療養の給付等） 第百四条 〔同上 2 〔同上 一 <u>組合員証を提出する方法</u> 〔一 同上 三 <u>保険医療機関等（法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の組合員の資格に係る情報を用いて、組合に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における菓学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第五十七条第一項に規定する電子資格確認をいう。第百八条第一項及び附則第十二条において同じ。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けているときに限る。）</u> 〔新設 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に<u>組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該</u>

認を受けるときは、<u>資格確認書</u>又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出し、又は提示するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。 (令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等)	組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。 (令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等)
第四百四条の二 「略」	第四百四条の二 「同上」
2 令第二十三条の三第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける組合員(同項第一号に該当する者を除く。)は、その被扶養者であつた者(同号に規定する被扶養者であつた者をいう。)が法第一条第一項第一号に規定する後期高齢者医療の被保険者等でなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した後期高齢者の被保険者等の資格喪失等申出書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に申し出なければならない。 「一 略」	2 「同上」 「一 同上」 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇五 同上」 (食事療養標準負担額の減額に関する特例) 第六六条の五 「同上」 2 「同上」 「一 同上」 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇九 同上」 「3 同上」 (療養費)
二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇五 略」 (食事療養標準負担額の減額に関する特例) 第六六条の五 「略」	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇五 同上」 (食事療養標準負担額の減額に関する特例) 第六六条の五 「同上」
2 前項の規定により、入院時食事療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費請求書を組合に提出しなければならない。 「一 略」	2 「同上」 「一 同上」 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇九 同上」 「3 同上」 (療養費)
二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇九 略」 「3 略」 (療養費)	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇九 同上」 「3 同上」 (療養費)
第七七条 法第五十八条の規定により、療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を組合に提出しなければならない。 「一 略」	第七七条 「同上」 「一 同上」
二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇八 略」	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇八 同上」
九 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由 「二〇四 略」 (訪問看護療養費)	九 組合員証を使用しなかつた理由 「二〇四 同上」 (訪問看護療養費)
第八八条 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることのできないときは、<u>資格確認書</u>を当該指定訪問看護事業者に提出し、又は提示するものとする。	第八八条 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることのできないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。
2 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に資格確認書(一部負担金の割合が記載され、又は記録されていないものに限る。以下この項において同じ。)を提出し、又は提示する方法により組合員であることの確認を受けるときは、<u>資格確認書</u>に高齢受給者証を添えて提出し、又は提示するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者	2 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、<u>組合員証</u>に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

者において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

(移送費)

第百八条の二 法第五十八条の三の規定により、移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した移送費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇八 略〕

〔2・3 略〕

(特別療養証明書)

第百九条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第百四条第二項、第百六条の五及び第百八条第一項の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「することができ」であるのは「しなければならぬ」と、第九十八条第二項中「前項第一号の資格喪失若しくは同項第四号の要件を欠くに至つた原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百九条第三項」と、「埋葬料又は家族埋葬料」とあるのは「埋葬料」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による資格確認書整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第百四条第二項第一号中「資格確認書」とあるのは「特別療養証明書」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者の」と、第百八条第一項中「資格確認書」とあるのは「特別療養証明書」とする。

(家族療養費)

第百十条 第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第二項第三号中「組合員の」とあるのは「被扶養者の」と、同条第三項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号又は二」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「一部負担金の割合」とあるのは「百分の百から同号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又は二」と読み替えるものとする。

2 第百六条の五、第百七条及び前条の規定は、家族療養費について準用する。この場合において、第百六条の五第二項中「入院時食事療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、「組合員の組合員等記号・番号」とあるのは「組合員及びその被扶養者の組合員等記号・番号」と、第百七条第一項中「法第五十八条」とあるのは「法第五十九条第七項において準用する法第五十八条」と、「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、「組合員の組合員等記号・番号」とあるのは「組合員及びその被扶養者の組合員等記号・番号」と、同条第二項中「法第五十八条」とあるのは「法第五十九条第七項において準用する法第五十八条」と、同条第四項中「療養費請求

(移送費)

第百八条の二 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇八 同上〕

〔2・3 同上〕

(特別療養証明書)

第百九条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第百四条第二項、第百六条の五及び第百八条第一項の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第百四条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者の」と、第百八条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

(家族療養費)

第百十条 第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「被扶養者の」と、同条第三項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号又は二」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又は二」と読み替えるものとする。

2 第百六条の五、第百七条及び前条の規定は、家族療養費について準用する。この場合において、第百六条の五第二項中「入院時食事療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、「組合員証」とあるのは「組合員証及び組合員被扶養者証」と、第百七条第一項中「法第五十八条」とあるのは「法第五十九条第七項において準用する法第五十八条」と、「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、「組合員証」とあるのは「組合員証及び組合員被扶養者証」と、同条第二項中「法第五十八条」とあるのは「法第五十九条第七項において準用する法第五十八条」と、同条第四項中「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、前条第一項中「法第六十一条第

書」とあるのは「家族療養費請求書」と、前条第一項中「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十一条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十一条第一項又は第二項」と、「第九十九条第三項」とあるのは「第九十九条において読み替えて準用する第九十九条第三項」と読み替えるものとする。 (家族訪問看護療養費) 第百十条の二 「略」	一 項」とあるのは「法第六十一条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十一条第一項又は第二項」と、「第九十九条第三項」とあるのは「第九十九条において読み替えて準用する第九十九条第三項」と読み替えるものとする。 (家族訪問看護療養費) 第百十条の二 「同上」
2 第百八条第一項及び第二項の規定は、被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合について準用する。この場合において、同条第二項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号ハ又はニ」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「一部負担金の割合」とあるのは「百分の百から同号ハ若しくはニに定める割合を控除して得た割合」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又はニ」と読み替えるものとする。 (家族移送費) 第百十条の三 第百八条の二の規定は、家族移送費について準用する。この場合において、同条第一項中「移送費請求書」とあるのは「家族移送費請求書」と、「組合員の組合員等記号・番号」とあるのは「組合員及びその被扶養者の組合員等記号・番号」と読み替えるものとする。 (月間の高額療養費の決定の請求等) 第百十条の四 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書を組合員に提出しなければならない。 「一 略」	2 第百八条第一項及び第二項の規定は、被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同条第二項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号ハ又はニ」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又はニ」と読み替えるものとする。 (家族移送費) 第百十条の三 第百八条の二の規定は、家族移送費について準用する。この場合において、同条第一項中「移送費請求書」とあるのは「家族移送費請求書」と、「組合員証」とあるのは「組合員証及び組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。 (月間の高額療養費の決定の請求等) 第百十条の四 「同上」
二 組合員（療養者が被扶養者であるときは、<u>被扶養者を含む</u>。）の組合員等記号・番号又は個人番号 「三十一 略」 十二 その他必要な事項 「2・3 略」 (特定疾病給付対象療養に係る組合の認定) 第百十条の四の二 令第二十三条の三の二第七項の規定による組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「給付」という。）の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、組合に申し出なければならない。 「一 略」	「一 同上」 二 組合員証（療養者が被扶養者であるときは、<u>組合員被扶養者証を含む</u>。）の組合員等記号・番号又は個人番号 「三十一 同上」 十二 組合員証又は組合員被扶養者証を使用しなかった場合は、使用しなかった理由 「2・3 同上」 (特定疾病給付対象療養に係る組合の認定) 第百十条の四の二 「同上」
二 組合員（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、<u>被扶養者を含む</u>。）の組合員等記号・番号又は個人番号	「一 同上」 二 組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、<u>組合員被扶養者証を含む</u>。）の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三・四 略〕 〔2〕7 略] (特定疾病の認定) 第百十条の四の三 令第二十三条の三の二第九項の規定による組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。)の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三・四 略〕 〔2 略〕	〔三・四 同上〕 〔2〕7 同上] (特定疾病の認定) 第百十条の四の三 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三・四 同上〕 〔2 同上〕
3 組合は、前二項の規定による書類の提出に基づき認定を行ったときは、認定を受けた者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)であつて、当該組合員又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているものに対して別紙様式第二十六号による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。 4 認定を受け、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとする者が、第百四条第二項第一号又は第二号に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項第一号又は第二号に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。)は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。 〔5 略〕 6 第九十五条から第九十九条までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「することができ」であるのは「しなければならない」と読み替えるものとする。 7 前各項の規定は、法第六十一条第一項又は第二項の規定を受ける者について準用する。この場合において、第一項中「被扶養者」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と、同項第二号中「組合員(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。)」とあるのは「特別療養証明書」と、第三項中「資格確認書」とあるのは「特別療養証明書」と、「被扶養者」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と、「当該組合員」とあるのは「当該組合員であつた者」と読み替えるものとする。 (年間の高額療養費の決定の請求等) 第百十条の四の四 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費(令第二十三条の三の三第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする	3 組合は、前二項の規定による書類の提出に基づき認定を行ったときは、別紙様式第二十六号による特定疾病療養受療証を作成し、認定を受けた者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)に交付しなければならない。 4 認定を受け、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとする者が、第百四条第二項(第三号を除く。)に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項(第三号を除く。)に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。)は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。 〔5 同上〕 6 第九十五条から第九十九条までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。 7 前各項の規定は、法第六十一条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第一項中「被扶養者」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と、同項第二号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、「被扶養者」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と読み替えるものとする。 (年間の高額療養費の決定の請求等) 第百十条の四の四 〔同上〕

る基準日組合員（令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。 一 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二〇五 略〕 〔二〇五 略〕 （年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百十条の四の五 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の三第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第二十三条の三の三第二項から第七項までに規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。 一 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二〇五 略〕 〔二〇五 略〕	一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二〇五 同上〕 〔二〇五 同上〕 （年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百十条の四の五 〔同上〕
3 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。 一 組合員の組合員等記号・番号 〔二〇六 略〕 〔二〇六 略〕 〔二〇六 略〕 （限度額適用の認定等） 第百十条の五 〔略〕 2 組合は、前項の規定による認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）であつて、当該組合員又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているものから次に掲げる事項を記載した限度額適用認定証交付申請書の提出があつたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十五号による限度額適用認定証を交付しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員（前項の規定による認定を受けた者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二〇六 略〕 〔二〇六 略〕	一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二〇五 同上〕 〔二〇五 同上〕 〔二〇五 同上〕 3 〔同上〕 2 同上 〔同上〕 一 組合員証の組合員等記号・番号 〔二〇六 同上〕 〔二〇六 同上〕 〔二〇六 同上〕 （限度額適用の認定等） 第百十条の五 〔同上〕 2 組合は、前項の規定による認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）から次に掲げる事項を記載した限度額適用認定証交付申請書の提出があつたときは、別紙様式第二十五号による限度額適用認定証を作成し、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に交付しなければならない。 〔一 同上〕 二 組合員証（前項の規定による認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二〇六 同上〕 〔二〇六 同上〕
5 第九十五条から第九十九条までの規定（第九十八条第一項の規定を除く。）は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項第一号の資格喪失若しくは同項第四号」とあるのは「第百十条の五第四項第一号の資格喪失若しくは同項第三号」と読み替	5 第九十五条から第九十九条までの規定（第九十八条第一項の規定を除く。）は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第百十条の五第四項第一号の資格喪失又は同項第三号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」と

えるものとする。 6 第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、<u>第百四条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合</u>（第百十條第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百十條の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。 〔7 略〕 （限度額適用・標準負担額減額の認定） 第百十條の六 令第二十三條の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくはは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三條の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇六 略〕 〔2 略〕 3 組合は、前二項の規定による書類の提出に基づき認定を行ったときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）であつて、当該組合員又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているものに対して別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用証」という。）を交付しなければならない。 〔4 略〕 5 第九十五條から第九十九條までの規定（第九十八條第一項の規定を除く。）は、限度額適用証について準用する。この場合において、第九十六條第一項中「することができ」とあるのは「しななければならない」と、第九十八條第二項中「前項第一号の資格喪失若しくは同項第四号」とあるのは「第百十條の六第四項第一号の資格喪失若しくは同項第三号」と読み替えるものとする。 6 認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、<u>第百四条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合</u>（第百十條第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百十條の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法又は第百十條の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）におい	あるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と読み替えるものとする。 6 第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、<u>第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合</u>（第百十條第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百十條の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。 〔7 同上〕 （限度額適用・標準負担額減額の認定） 第百十條の六 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇六 同上〕 〔2 同上〕 3 組合は、前二項の規定による書類の提出に基づき認定を行ったときは、別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用証」という。）を作成し、有効期限を定め、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に交付しなければならない。 〔4 同上〕 5 第九十五條から第九十九條までの規定（第九十八條第一項の規定を除く。）は、限度額適用証について準用する。この場合において、第九十八條第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第百十條の六第四項第一号の資格喪失又は同項第三号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と読み替えるものとする。 6 認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、<u>第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合</u>（第百十條第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百十條の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保
---	--

て、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

〔7 略〕

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七 申請者（法第六十二条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日組合員をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合員に提出しなければならない。

一 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇五 略〕

〔二〇六 略〕

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の八 法第六十二条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第二十三条の三の六第三項から第五項まで及び第七項に規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合員に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあっては、この限りでない。

一 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇五 略〕

2 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 組合員の組合員等記号・番号

〔二〇六 略〕

〔三〇五 略〕

（出産費及び家族出産費）

第百十一条 法第六十三条の規定により出産費又は家族出産費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した出産費請求書又は家族出産費請求書に出生についての医師又は助産師の証明書を添えて、組合員に提出しなければならない。

一 組合員証（家族出産費の支給を受けようとするときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇四 略〕

〔2 略〕

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（組合員が死亡した場合にあっては当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合にあっては当該被扶養者の個人番号を除く。）を記載した埋葬料請求書又は

険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

〔7 同上〕

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七 〔同上〕

一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇五 同上〕

〔二〇六 同上〕

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の八 〔同上〕

一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇五 同上〕

2 〔同上〕

一 組合員証の組合員等記号・番号

〔二〇六 同上〕

〔三〇五 同上〕

（出産費及び家族出産費）

第百十一条 〔同上〕

一 組合員証（家族出産費の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇四 同上〕

〔2 同上〕

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百十二条 〔同上〕

家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。	
〔一 略〕 二 組合員（組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が埋葬料の支給を受けようとするとき、又は組合員が家族埋葬料の支給を受けようとするときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇七 略〕 （傷病手当金）	〔一 同上〕 二 組合員証（組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が埋葬料の支給を受けようとするとき、又は組合員が家族埋葬料の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇七 同上〕 （傷病手当金）
第百十三条 法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇十三 略〕 〔2 略〕 （出産手当金）	第百十三条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇十三 同上〕 〔2 同上〕 （出産手当金）
第百十四条 法第六十九条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した出産手当金請求書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇九 略〕 〔2 略〕 （休業手当金）	第百十四条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇九 同上〕 〔2 同上〕 （休業手当金）
第百十五条 法第七十条の規定により休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇六 略〕 〔2 略〕	第百十五条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇六 同上〕 〔2 同上〕

(育児休業手当金) 第百十五条の二 法第七十条の二第二項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により育児休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇八 略〕 〔2 略〕 3 第一項の請求に係る育児休業の期間に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した育児休業手当金変更請求書に、育児休業の期間の変更に関する所属機関の長の証明書を添えて、組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇四 略〕 〔4 略〕 第百十五条の四 法第七十条の三第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇七 略〕 〔2 略〕 3 第一項の請求に係る介護休業の期間に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金変更請求書に、介護休業の期間の変更に関する所属機関の長の証明書を添えて、組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇四 略〕 〔三〇四 略〕 〔3 略〕 〔2 略〕 〔三〇五 略〕 〔2 略〕 (災害見舞金)	(育児休業手当金) 第百十五条の二 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇八 同上〕 〔2 同上〕 〔同上〕 3 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇四 同上〕 〔4 同上〕 第百十五条の四 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇七 同上〕 〔2 同上〕 〔同上〕 3 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇四 同上〕 〔三〇四 同上〕 〔3 同上〕 〔2 同上〕 〔三〇五 同上〕 〔2 同上〕 (災害見舞金)
---	---

第百十七条 法第七十三条の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した災害見舞金請求書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号 〔三〇五 略〕 〔2 略〕 （高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出） 第百十九条の二 組合員は、組合員又はその被扶養者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。 一 組合員（認定を受けた者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二 略〕 三 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格を取得した年月日及びその有効期限 〔2 略〕 （介護保険第二号被保険者の資格の届出） 第百十九条の三 組合員は、組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。次条において同じ。）が介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一条第一項に該当したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員（介護保険法施行法第十一条第一項に該当した者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三 略〕 第百十九条の四 組合員は、組合員又はその被扶養者が介護保険法施行法第十一条第一項に該当しなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員（介護保険法施行法第十一条第一項に該当しなくなつた者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三 略〕 （三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等） 第百三十一条 法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。 一 申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び組合員等記号・番号 〔二〇六 略〕 〔2 略〕	第百十七条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号 〔三〇五 同上〕 〔2 同上〕 （高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出） 第百十九条の二 〔同上〕 一 組合員証（認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二 同上〕 三 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証に記載された資格取得年月日及び有効期限 〔2 同上〕 （介護保険第二号被保険者の資格の届出） 第百十九条の三 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証（被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三 同上〕 第百十九条の四 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証（被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三 同上〕 （三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等） 第百三十一条 〔同上〕 一 申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号 〔二〇六 同上〕 〔2 同上〕
--	--

3 法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 個人番号又は基礎年金番号及び組合員等記号・番号 〔三〇五 略〕 （育児休業期間中の掛金の免除の申出） 第百六十四条の三 法第百十四条の二第一項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した育児休業等掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇六 略〕 〔2 略〕 3 法第百十四条の二第一項の規定により掛金が免除されている者に係る育児休業等の期間が延長され、又は第一項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に終了した場合には、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該者が育児休業等の終了する日の前日までに法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇四 略〕 〔4〇6 略〕 （産前産後休業期間中の掛金の免除の申出） 第百六十四条の六 法第百十四条の二の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇六 略〕 〔2 略〕 3 法第百十四条の二の二の規定により掛金が免除されている者に係る第一項第六号に掲げる産前産後休業が終了する日に変更があつた場合には、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 組合員の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇四 略〕 〔4 略〕	
3 〔同上〕 〔一 同上〕 二 個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号 〔三〇五 同上〕 （育児休業期間中の掛金の免除の申出） 第百六十四条の三 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇六 同上〕 〔2 同上〕 3 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇四 同上〕 〔4〇6 同上〕 （産前産後休業期間中の掛金の免除の申出） 第百六十四条の六 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇六 同上〕 〔2 同上〕 3 〔同上〕 〔一 同上〕 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇四 同上〕 〔4 同上〕	

(船員組合員の資格取得届出等)

第百七十六条 [略]

〔削る〕

2 第九十四条の二第一項の規定は、前項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第九十四条の二第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第百七十六条第一項」と、「組合員」とあるのは「船員組合員」と読み替えるものとする。

〔削る〕

(船員組合員の療養の給付等)

第百七十七条 第百四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百三十六條の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く）、第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第二項第三号、第百六条の五第二項第二号、第百七条第一項及び第百八条の二第一項第二号中「組合員の」とあるのは「船員組合員の」と、第百四条第二項及び第三項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百四条第三項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員及び」とあるのは「船員組合員及び」と、第百十条第一項中「被扶養者の」とあるのは「船員組合員の被扶養者の」と、同項及び第百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項第二号及び第百十条の六第一項第二号中「組合員」とあるのは「船員組合員」と読み替えるものとする。

(船員組合員の一部負担金の額等の返還)

第百七十八条 船員組合員は、法第百三十六條の規定によりその例によることとされる船員保険法の規定により、船員法第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護

(船員組合員証等)

第百七十六条 [同上]

2 組合は、前項の届書を受理したときは、別紙様式第四十号による船員組合員証を作成し、船員組合員の資格を取得した者に交付しなければならない。この場合において、その者に被扶養者があるときは、同時に、別紙様式第四十一号による船員組合員被扶養者証を作成し、その者に交付しなければならない。

3 第九十四条の二第一項の規定は、第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第九十四条の二第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第百七十六条第一項」と、「組合員」とあるのは「船員組合員」と読み替えるものとする。

4 第九十五条から第九十九条までの規定は、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十七条第一項中「ものとす」とあるのは「ものとす」と。この場合において、組合は、組合の定めるところにより、船員組合員被扶養者証の交付を行った船員組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十二号による船員組合員証整理簿」又は「別紙様式第四十三号による船員組合員被扶養者証整理簿」と読み替えるものとする。

(船員組合員の療養の給付等)

第百七十七条 第百四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百三十六條の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く）、第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第二項第一号及び第三項、第百六条の五第二項第二号、第百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項第二号、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項第二号並びに第百十条の六第一項第二号中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第百四条第二項第三号中「組合員の」とあるのは「船員組合員の」と、第百四条第二項及び第三項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百四条第三項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、第百十条第一項、第百十条の四の三第一項第二号中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」と、第百十条第一項中「被扶養者の」とあるのは「船員組合員の被扶養者の」と、同項及び第百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

(船員組合員の一部負担金の額等の返還)

第百七十八条 船員組合員は、法第百三十六條の規定によりその例によることとされる船員保険法の規定により、船員法第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護

療養費に係る指定訪問看護を受けた場合において、船員保険法第六十六条の規定の例により、同法第五十五条第一項若しくは第六十条第二項の規定の例により負担した一部負担金の額、同法第六十一条第二項の規定の例による食事療養標準負担額、同法第六十二条第二項の規定の例による生活療養標準負担額、同法第六十三条第二項の規定の例により算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額、同法第六十四条第二項の規定の例により控除された額に相当する金額又は同法第六十五条第四項の規定の例により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（以下この条において「一部負担金等」という。）の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した船員組合員一部負担金等返還請求書に、資格確認書の交付を受けていない場合を除き資格確認書を添えて、組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 二 船員組合員の組合員等記号・番号 〔三〇八 略〕 2 組合は、前項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、これに所要の事項を記載して、その者に返付しなければならない。 3 組合は、第一項の場合において、資格確認書の提供を受けている船員組合員については、資格確認書に所要の事項を記録して当該船員組合員に提供しなければならない。 4 第一項の場合において、運営規則で定める者については、所轄機関の長の証明書をもつて船員組合員の資格確認書に代えることができる。この場合においては、前項の規定による資格確認書への所要の事項の記載は、当該所轄機関の長が行うものとする。 （任意継続組合員となるための申出等） 第百八十二条 令第四十六条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 〔一 略〕 二 退職のときの組合員及びその被扶養者の組合員等記号・番号又は個人番号 2 令第四十六条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、任意継続組合員及びその被扶養者の組合員等記号・番号とする。 3 第九十四条の二第一項の規定は、法第四百四十四条の二第一項の規定による申出を受理した場合について準用する。この場合において、第九十四条の二第一項中「第九十二条第一項若しくは第三項」とあるのは「法第四百四十四条の二第五項第五号の規定による申出を受けた日の属する月の末日」と、「第九十三条第一項の規定による届出」とあるのは「同条第一項の規定による申出」と、「当該届出に係る組合員」とあるのは「当該申出に係る任意継続組合員」と読み替えるものとする。	療養費に係る指定訪問看護を受けた場合において、船員保険法第六十六条の規定の例により、同法第五十五条第一項若しくは第六十条第二項の規定の例により負担した一部負担金の額、同法第六十一条第二項の規定の例による食事療養標準負担額、同法第六十二条第二項の規定の例による生活療養標準負担額、同法第六十三条第二項の規定の例により算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額、同法第六十四条第二項の規定の例により控除された額に相当する金額又は同法第六十五条第四項の規定の例により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（以下この条において「一部負担金等」という。）の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した船員組合員一部負担金等返還請求書に、船員組合員証を添えて、組合に提出しなければならない。 〔一 同上〕 二 船員組合員証の組合員等記号・番号 〔三〇八 同上〕 2 組合は、前項の規定により船員組合員証の提出を受けたときは、これに所要の事項を記載して、その者に返付しなければならない。 〔新設〕 3 第一項の場合において、運営規則で定める者については、所轄機関の長の証明書をもつて船員組合員証にかえることができる。この場合においては、前項の規定による船員組合員証への所要の事項の記載は、当該所轄機関の長が行なうものとする。 （任意継続組合員となるための申出） 第百八十二条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 退職のときの組合員証及び組合員被扶養者証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔新設〕 〔新設〕 （任意継続組合員証等） 第百八十四条 組合は、法第四百四十四条の二第一項の規定による申出を受理したときは、別紙様式第四十六号による任意継続組合員証を作成し、任意継続組合員の資格を取得した者に交付しなければならない。この場合において、その者に被扶養者があるときは、同時に、別紙様式第四十六
第百八十四条 削除	

(前納された任意継続掛金の還付の手続) 第百八十四条の二 法第百四十四条の二第三項の規定により前納された任意継続掛金について令第四十九条の六第一項の規定によりその還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該任意継続掛金が前納された組合に提出しなければならない。 「一 略」 二 任意継続組合員であつた者の氏名及び組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇五 略」 「2 略」 (任意継続組合員の療養の給付等) 第百八十四条の二の二 第百四条から第百十条の六までの規定は、任意継続組合員又はその被扶養者について準用する。この場合において、第百四条第二項第三号、第百六条の五第二項第二号、第百七条第一項及び第百八条の二第一項中「組合員の」とあるのは「任意継続組合員の」と、第百四条第二項及び第三項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「任意継続組合員で」と、第百四条第三項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「任意継続組合員が」と、第百十条第二項及び第百十条の三三「組合員及び」とあるのは「任意継続組合員及び」と、第百十条第一項中「被扶養者の」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者の」と、同項及び第百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者で」と、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項第二号及び第百十条の六第一項第二号中「組合員」とあるのは「任意継続組合員」と読み替えるものとする。	
号の二による任意継続組合員被扶養者証を作成し、その者に交付しなければならない。 2 令第四十六条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証の組合員等記号・番号とする。 3 第九十四条の二第二項の規定は、法第百四十四条の二第二項の規定による申出を受理した場合について準用する。この場合において、第九十四条の二第二項中「第九十三条第一項の規定による届出」とあるのは「第百八十四条第一項の規定による申出」と、「当該届出に係る組合員」とあるのは「当該申出に係る任意継続組合員」と読み替えるものとする。 4 第九十五条から第九十九条までの規定は、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十七条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする」。この場合において、組合は、組合の定めるところにより、任意継続組合員被扶養者証の交付を行った任意継続組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十七号による任意継続組合員証整理簿及び別紙様式第四十七号の二による任意継続組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。 (前納された任意継続掛金の還付の手続) 第百八十四条の二 「同上」 「一 同上」 二 任意継続組合員であつた者の氏名及び任意継続組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 「三〇五 同上」 「2 同上」 (任意継続組合員の療養の給付等) 第百八十四条の二の二 第百四条から第百十条の六までの規定は、任意継続組合員又はその被扶養者について準用する。この場合において、第百四条第二項第一号及び第三項、第百六条の五第二項第二号、第百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第二項、第百十条、第百十条の四の三第一項第二号並びに第百十条の六第一項第二号中「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証」と、第百四条第二項及び第三項並びに第百八条第二項中「組合員の」とあるのは「任意継続組合員の」と、第百四条第二項及び第三項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「任意継続組合員で」と、第百四条第三項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「任意継続組合員が」と、第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十条の四の三第一項第二号及び第百十条の六第一項第二号中「組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員被扶養者証」と、第百十条第一項中「被扶養者の」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者の」と、同項及び第百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。	

(電子情報処理組織による申請等) 第百八十七条 法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(情報通信技術活用法第三号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により組合(指定都市職員共済組合等)にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項、第百八十九条第一項及び第百九十条において同じ。)に申請等(情報通信技術活用法第三号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、電磁的記録により行うものとする。 〔3 略〕 附 則 (電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援) 第十二条 組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カードの交付の申請(番号利用法第十六条の二第一項に規定する申請をいう。)が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。	(電子情報処理組織による申請等) 第百八十七条 法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第三号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により組合(指定都市職員共済組合等)にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項、第百八十九条第一項及び第百九十条において同じ。)に申請等(情報通信技術活用法第三号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、電磁的記録(情報通信技術活用法第三号第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)により行うものとする。 〔3 同上〕 附 則 (電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援) 第十二条 組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード(番号利用法第二号第七項に規定する個人番号カードをいう。)の交付の申請(番号利用法第十六条の二第一項に規定する申請をいう。)が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第14号及び別紙様式第17号を次のように改める。

〇〇共済組合資格確認書									
本人（組合員）					年 月 日交付				
記 号					番 号		(枝番)		
氏 名									
性 別									
生 年 月 日		年 月 日							
資格取得年月日		年 月 日							
一部負担金の割合 発 効 年 月 日		割 年 月 日							
有 効 期 限									
保 険 者 番 号									
名 称									印

(裏 面)

住 所

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：

〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

- 備考 1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。
4. 組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (4) 組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく資格確認書を組合に返納すること。
 - (5) 資格確認書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (7) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (8) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第14号(2)

(表 面)

本人（組合員）	年 月 日交付							
〇〇共済組合								
資 格 確 認 書								
記 号	番 号 (枝番)							
氏 名								
性 別								
生 年 月 日	年 月 日							
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日							
一部負担金の割合・発効年月日	割 年 月 日							
有 効 期 限	年 月 日							
保 険 者 番 号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>							
名 称	印							

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 月 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

- 備考 1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
5. 組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (5) 組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく資格確認書を組合に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (9) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日
本人署名（自筆）：
家族署名（自筆）：

(表 面)

〇〇共済組合資格確認書				
本人（組合員）				
記 号		番 号	年 月 日 交付	(枝番)
氏 名				
性 別				
生 年 月 日		年 月 日		
資格取得年月日				
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割 年 月 日			
有 効 期 限				
保 険 者 番 号				
名 称	印			

備考

1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の調整を加えることができる。
4. 組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けするか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (5) 組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく資格確認書を組合に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (9) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

(表 面)

○○共済組合資格確認書			
家族（被扶養者） 年 月 日交付			
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
認 定 年 月 日	年 月 日		
組 合 員 氏 名			
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割 年 月 日		
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
名 称	印		

(裏 面)

住 所

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

- 備考 1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。
4. 組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (4) 組合員の資格を喪失したとき又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく資格確認書を組合に返納すること。
 - (5) 資格確認書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (7) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (8) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

(表 面)

家族（被扶養者）	年 月 日交付				
〇〇共済組合 資 格 確 認 書					
記 号	番 号 (枝番)				
氏 名					
性 別					
生 年 月 日	年 月 日				
認 定 年 月 日	年 月 日				
組 合 員 氏 名					
一部負担金の割合・発効年月日	割 年 月 日				
有 効 期 限	年 月 日				
保 険 者 番 号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>				
名 称	印				

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 月 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

- 備考 1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
5. 組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証）に示す割合であること。
 - (5) 組合員の資格を喪失したとき又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく資格確認書を組合に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (9) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

(裏 面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日
本人署名（自筆）：
家族署名（自筆）：

(表 面)

〇〇共済組合資格確認書				
家族（被扶養者） 年 月 日 交付				
記 号		番 号	(枝番)	
氏 名				
性 別				
生 年 月 日	年	月	日	
認 定 年 月 日	年	月	日	
組 合 員 氏 名				
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割 年 月 日			
有 効 期 限				
保 険 者 番 号				
名 称	印			

備考

1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の調整を加えることができる。
4. 組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けするか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出又は提示すること。
 - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
 - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証)に示す割合であること。
 - (5) 組合員の資格を喪失したとき又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく資格確認書を組合に返納すること。
 - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (9) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第17号(1)

資 格 確 認 書 整 理 簿 (組合員)

組合員等 記号・番号	組合員氏名	組 合 員 種 別	交付又は 提 供 年 月 日	有効期限 年 月 日	検 認 年 月 日	退職等の 年 月 日	返納又は 亡 失 年 月 日	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙様式第17号(2)

資 格 確 認 書 整 理 簿（被扶養者）

組 合 員 等 記 号 ・ 番 号	組 合 員 氏 名	被 扶 養 者 氏 名	認 定 年 月 日	交 付 又 は 提 供 年 月 日	有 効 期 限 年 月 日	検 認 年 月 日	認 定 取 消 等 年 月 日	返 納 又 は 亡 失 年 月 日	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙様式第19号及び別紙様式第19号の2を次のように改める。

別紙様式第19号及び別紙様式第19号の2 削除

別紙様式第20号、別紙様式第22号及び別紙様式第24号から別紙様式第28号までを次のように改め

る。

別紙様式第20号

(表 面)

令和 年 月 日交付		
〇〇共済組合		
高齢受給者証		
記号	番号	(枝番)
対象者氏名	組合員氏名	
生 年 月 日	年 月 日	
発 効 年 月 日	年 月 日	
有 効 期 限	年 月 日	
一部負担金の割合		
保 険 者 番 号		
名 称		
印		

(裏 面)

注 意 事 項	
1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。	
2. 保険診療を受けようとするときは、保険医療機関等の窓口で、電子的確認を受けるか、この証を資格確認書等に添えて渡してください。	
3. 組合員の資格がなくなつたとき、その被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。	
4. 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。	
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。	
6. この証の記載事項に変更があつた場合には、資格確認書等を添えて、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。	
住所	
備考	

備考1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 対象者が組合員であるときは、表面の「組合員氏名」欄に本人と記載することとする。

4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

5. 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

特 別 療 養 証 明 書 交 付 申 請 書

旧組合員の組合員等記号・番号又は個人番号	旧組合員氏名 生 年 月 日		年 月 日		旧組合員の資格喪失年月日		年 月 日		旧所属機関名			
療養者に關する事項	氏 名			生年月日	年 月 日		旧組合員との続柄		性 別	男	女	
証 明 書 の 受 給 期 限		年 月 日		他 制 度 に よ る 療 養 給 付 の 可 否 (可の場合における制度の名称)				可 否 (制度の名称：)				
傷 病 名												
給 付 開 始 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
資格喪失の際療養の給付等を担当していた保険医療機関等の名称及び所在地		名 称										
		所 在 地										
		名 称										
現に療養の給付等を担当している保険医療機関等の名称、所在地及び診療に従事する保険医の氏名		所 在 地										
この申請を行う際の傷病の程度及び療養等の状況												
上記のとおり申請します。 殿												
令和 年 月 日				申請者		住 所		氏 名				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日												
				所属所長		職 名		氏 名				

「旧組合員の組合員等記号・番号又は個人番号」欄には、旧組合員の組合員等記号・番号又は個人番号のいずれかを記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特 別 療 養 証 明 書 整 理 簿

旧組合員の 組 合 員 等 記号・番号	組合員であつた者の 氏 名	特別療養者氏名	傷 病 名	交 付 年 月 日	受給期限 満了等の 年 月 日	返 納 又 は 亡 失 年 月 日	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

〇 〇 共 済 組 合 限 度 額 適 用 認 定 証				
令和 年 月 日交付				
組 合 員	記 号		番 号	(枝番)
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
適 用 対 象 者	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
発 効 年 月 日		令和 年 月 日		
有 効 期 限		令和 年 月 日		
適 用 区 分				
発 行 機 関	保 険 者 号			
	名 称 及 び 印			

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持つていてください。
- 2 この証によつて療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 3 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で、電子的確認を受けるか、この証を資格確認書等に添えて渡してください。
- 4 組合員の資格がなくなつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 5 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 7 表面の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なくこの証を組合に提出して訂正を受けてください。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者1人ごとに作製すること。
- 3 対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 4 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
- 5 適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
- 6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 7 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表)

〇〇共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証				
令和 年 月 日交付				
記 号		番 号	(枝番)	
組 合 員	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
適 用 ・ 減 額 対 象 者	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
発 効 年 月 日		令和 年 月 日		
有 効 期 限		令和 年 月 日		
適 用 区 分				
長 期 入 院 該 当		令和 年 月 日	組 合 印	
発 行 機 関	保 険 者 号			
	名 称 及 び 印			

マイナ保険証(※)を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 この証によつて療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
- 3 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で、電子的確認を受けるか、この証を資格確認書等に添えて渡してください。
- 4 組合員の資格がなくなつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 5 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 7 表面の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なくこの証を組合に提出して訂正を受けてください。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者1人ごとに作製すること。
- 3 対象者が組合員であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 4 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
- 5 適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- 6 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、5記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。
- 7 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 8 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表)

〇 〇 共 済 組 合 特 定 疾 病 療 養 受 療 証										
認 定 疾 病 名										
受 診 者	氏 名									
	生 年 月 日		昭 和 平 成 令 和	年		月		日		
	住 所									
組 合 員	記号				番号	(枝番)				
	氏 名									
	生 年 月 日		昭 和 平 成 令 和	年		月		日		
自己負担限度額										
発 行 機 関	保険者番号									
	名称及び印									
交 付 年 月 日			令 和		年		月		日	
発 効 年 月 日			令 和		年		月		日	

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持つていてください。
- 2 この証によつて認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに1か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。
- 3 保険医療機関等又は保険薬局等から認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、資格確認書等を提出することにより組合員又は被扶養者であることの確認を受ける場合には、この証を資格確認書等に添えてその窓口で渡してください。
- 4 組合員の資格がなくなつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 5 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 7 表面の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なくこの証を組合に提出して訂正を受けてください。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、受診者1人ごとに作成すること。
- 3 受診者が組合員であるときは、「受診者」欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載すること。
- 4 「発効年月日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
- 5 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

診療報酬領収済明細書

組合員等記号・番号						保険者番号						組合の名称							
組合員住所氏名												公務上							
受給者住所氏名			年 月 日生									公務外	乗船中発病したもの						
													下船中発病したもの						
傷病名	①		初診	年 月 日		当月開始	年 月 日		診療日数	日		終診	年 月 日		転 帰				
	②			年 月 日			年 月 日			日			年 月 日		治癒	繰越	死亡	転医	中止
臨床学的所見									理化学的所見										
診療の内容												摘要							
項目内容												経過及び診療事実に関する理由							
診療料	初診	円																	
	再診	円																	
	往診	回 円																	
投薬料	内服	種類	日分		円														
		種類	日分		円														
		種類	日分		円														
	頓服	種類	回調剤		円														
		外用	種類	回調剤		円													
注射料	(皮) (筋)	回		円															
	(静) (動)	回		円															
	の別を記入	回		円															
処置料	処置名	回		円															
		回		円															
		回		円															
手術料	手術名	回		円															
		回		円															
検料	検査名	回		円															
		回		円															
レントゲ料	透視撮影	枚		円															
その他																			
入院料	看											感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担		円					
	賄食自至	日 日	日間		円														
		(無)寝																	
合計			円										初診に要した月の診療額		円				
領収済額			円										入院の初日		年 月 日				
上記のとおり領収しました。 令和 年 月 日 医療機関名及びその住所																			

備考

1 この明細書は、歯科医師以外の医師から診療を受け、又はその処方箋に基づいて薬局から調剤を受けた場合に用いる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

診療報酬領収済明細書

組合員等記号・番号				保険者番号				組合の名称					
組合員住所氏名									公務上				
療養者住所氏名									年 月 日生		公務外	乗船中発病したもの	
部位及び病名		左  右							転 帰				
									治	繰	死	転	中
									癒	越	亡	医	止
初 診	年 月 日		当月開始	年 月 日		診療日数	日		終 診	年 月 日			
診療の内訳								摘 要					
項 目			内 訳		経過及び診療事実に関する理由								
診 察 料	初 診		円										
投 薬 料	内 服 薬		種類 日分 円										
			種類 日分 円										
			種類 日分 円										
投 薬 料	頓 服 薬		種類 回調剤 円										
	外 用 薬		種類 回調剤 円										
注 射 料	皮下 筋肉 内		回 円										
	静 脈 内		回 円										
処 置 料 (硬)	撤 去		歯 円										
	普 通 処 置		回 円										
	複 根 管		回 円										
	抜 髓		歯 円										
	根 充		歯 円										
			円										
充 填 料	ア マ ル ガ ム		歯 円										
	セメント	珪	燐	歯 円									
インレー料	金合金	ポスト	複雑かどうか		歯 円								
	銀 合 金		歯 円										

補 て つ 料	義 歯					床歯	円
	金属 こう	14K	特殊鋼	不銹鋼	レス ト 有無	歯	円
	パラタ ルバー	リンガ ルバー	特殊鋼	不 銹 鋼		歯	円
	歯冠性続歯		14K	レジン	陶 歯	歯	円
	支 台 築 造		銀	ア	セ	歯	円
	金 属 冠		金	金パラ	銀合金	歯	円
	そ の 他						円
手 術 料	抜 歯					歯	円
	手 術						円
	そ の 他						
処 置（軟） 料	歯 石 除 去					回	円
							円
							円
レントゲン そ の 他							円
合 計							円
領 収 済 額							円
上記のとおり領収しました。 殿 令和 年 月 日							
医 療 機 関 名 及びその住所							

備考

- この明細書は、歯科医師から診療を受け、又はその処方箋に基づいて調剤を受けた場合に用いる。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

診療報酬領収済明細書

組 合 員 等 記 号 ・ 番 号			保 険 者 番 号			組 合 の 名 称		
組 合 員 住 所 氏 名							公 務 上	
療 養 者 住 所 氏 名	年 月 日生						公 務 外	
負 傷 名			負 傷 の 年 月 日		令和 年 月 日			
			負 傷 の 経 過					
負 傷 の 原 因								
施術開始 年 月 日	令和 年 月 日		施術終了 年 月 日	令和 年 月 日		転 帰	治癒、継続中 転医、中 止	
施 術 の 種 類	回 数	1 回 の 料 金	加 算 料 金		施 術 料 金	施 術 を 行 な っ た 期		
初 検 料		円	深 夜 時 間 外	円	円	月 日		
往 療 料			夜間、難路、暴 風雨雪、距離			自 月 日 至 月 日		
整 復 固 定 処 置 又 は 初 回 処 置						月 日		
後 療 処 置						自 月 日 至 月 日		
電 法 料			回数	1回の料金		自 月 日 至 月 日		
			回	円				
そ の 他								
領 収 額	円		一 部 負 担 金		円	一部負担 金を控除 した額	円	
上記のとおり領収しました。 殿 令和 年 月 日 整 復 師 住 所 氏 名								

- 1 「負傷の原因」欄は、具体的に詳しく書いてください。
- 2 標準回数を超過した場合にはその事由を書いてください。
- 3 「一部負担金を控除した額」欄は、領収額(施術に要した費用の額)から一部負担金を差し引いた額を記入してください。

備考

- 1 この明細書は、整復師から施術を受けた場合に用いる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特 別 療 養 給 付 管 理 台 帳

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙様式第40号から別紙様式第43号までを次のように改める。

別紙様式第40号から別紙様式第43号まで 削除

別紙様式第46号から別紙様式第47号の2までを次のように改める。

別紙様式第46号から別紙様式第47号の2まで 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現に地方公務員共済組合（以下この条、次条及び附則第四条において「組合」という。）からこの命令による改正前の別紙様式第十四号による組合員証、別紙様式第九号による組合員被扶養者証、別紙様式第四十号による船員組合員証、別紙様式第四十一号による船員組合員被扶養者証、別紙様式第四十六号による任意継続組合員証又は別紙様式第四十六号の二による任意継続組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の交付を受けている組合員又はその被扶養者が、施行日以後に地方公務員等共済組合法（以下この条及び次条において「法」という。）第五十七条第一項に規定する保険医療機関等から療養を受ける場合又は法第五十八条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受ける場合における当該組合員証等については、施行日から起算して一年を経過する日（法第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員又はその被扶養者に係るものにあつては、同日又は同条第五項の規定により資格

を喪失する日の前日のいずれか早い日とし、組合が有効期限を定めて交付したものにあっては、施行日から起算して一年を経過する日又は有効期限に至った日のいずれか早い日とする。）までの間は、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に組合が組合員又はその被扶養者に対し、この命令による改正後の第九十九条の三第一項各号に掲げる事項を書面又は電磁的記録により通知した場合において、当該書面又は当該電磁的記録は、同項に規定する資格情報通知書とみなす。

第四条 この命令の施行の際現に組合から組合員証等の交付を受けている組合員又はその被扶養者が、附則第二条の規定により当該組合員証等がなお従前の例によるとされた間に七十歳に達する場合、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の二第九項の規定による組合の認定を受けた場合、同令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニの規定による組合の認定若しくは同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（同令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を受けた場合又は同令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロの規定による組合の認定若しくは同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（同令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を受けた場合に

おけるこの命令による改正前の別紙様式第二十号による高齢受給者証、別紙様式第二十五号による限度額適用認定証、別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び別紙様式第二十六号による特定疾病療養受療証については、なお従前の例による。ただし、当該組合員又はその被扶養者が法第五十七条第一項に規定する電子資格確認を受けることができる状況にある場合又はこの命令による改正後の第九十四条の三第二項に規定する資格確認書の交付若しくは提供を受けている場合は、この限りでない。

（様式に関する経過措置）

第五条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（組合員証等を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。